

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>附 則 (令和 6 年 3 月 29 日企営第 155500000305 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (サービスの終了)</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 1 については、令和 8 年 1 月 31 日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー 1 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 に係る I P 通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその事実を確認できたときは、令和 8 年 3 月 31 日にサービスを終了することとします。</p> <p>4 (略)</p> | <p>附 則 (令和 6 年 3 月 29 日企営第 155500000305 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (サービスの終了)</p> <p>3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 1 については、令和 8 年 1 月 31 日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー 1 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 に係る I P 通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその事実を確認できたときは令和 8 年 3 月 31 日(当社が認めた場合に限っては令和 9 年 3 月 31 日とします。)にサービスを終了することとします。</p> <p>4 (略)</p> |
| <p>附 則 (令和 7 年 12 月 18 日企営第 155500000813 号) (実施期日)</p> <p>第 1 条 この改正規定は、令和 7 年 12 月 23 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 当社は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間にメニュー 1 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知 (当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。)と同時にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 若しくは 10Gb/s のプラン 1 のもの又はメニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ-3-1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約 (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてます。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 8 年 4 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。</p> | <p>附 則 (令和 7 年 12 月 18 日企営第 155500000813 号) (実施期日)</p> <p>第 1 条 この改正規定は、令和 7 年 12 月 23 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 当社は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間にメニュー 1 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知 (当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。)と同時にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 若しくは 10Gb/s のプラン 1 のもの又はメニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ-3-1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約 (その I P 通信網契約者 (その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者としてます。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和 9 年 4 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。</p> |

新旧対照

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>附 則（令和8年3月23日企営第155500000889号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、令和8年3月25日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>第3条 企営第155500000305号（令和6年3月29日）の附則第3項を以下に改めます。 「当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー1については、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。 ただし、メニュー1に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5に係るIP通信網契約又は当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその事実を確認できたときは令和8年3月31日（当社が認めた場合に限っては令和9年3月31日とします。）にサービスを終了することとします。」</p> <p>第4条 企営第155500000813号（令和7年12月18日）の附則第4条中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「令和8年4月30日」を「令和9年4月30日」に改めます。</p> |